

お知らせ

正会員入会手続きにかかる

「名義変更料の減額」継続について

当コースは本年7月31日まで名義変更料を減額しておりますが、これを更に1年間継続することとなりました。

名義変更料の減額内容

(1) 減額内容（消費税別）

		通常	キャンペーン期間中
個人	新規入会	50万円	20万円
	生前贈与・相続	25万円	10万円
法人	新規入会	50万円	20万円
	同一法人内記名者変更	30万円	15万円

(2) 継続期間

平成31年7月31日まで

レイクウッド大多喜カントリークラブ